

会議室を予約された方へ

(令和4年10月改)

ご利用日には、申込み時にお渡しした「東海市立市民活動センター利用承諾書兼領収書」を必ずお持ち下さい。お持ちで無い場合、原則として会議室がご利用になれませんのでご注意ください。

■変更、取消

- ・利用を取消する場合は、利用日の7日前までにお願ひします。利用料金を返金いたします。(申請書、口座番号、認印をご用意ください。)
なお、利用日の6日前以降の取消については返金いたしません。
- ・利用日の変更をする場合は、7日前までに変更申請をお願ひします。変更後の承諾書を発行します。

■利用上の注意

館内は全て禁煙。火気厳禁。(管理者が支障ないと認めた場合は、この限りではありません。)
会議に伴った飲食は可とします。ただし、飲食後の容器、残飯等ごみについては、全てお持ち帰りください。
利用時間には、準備と後片付けに要する時間も含まれます。
騒音を発生させたり、暴力を用いて他人に迷惑を及ぼす行為はしないでください。
許可を受けずに印刷物の提示、物品等の展示販売等はできません。また壁への貼り紙もできません。
オーディオ、空調その他設備機器については、管理者の指示、許可なしに操作を行わないようにしてください。
施設や設備、備品等については、管理者の許可を得て、大切に取り扱いってください。また、後片付けもきちんとしてください。
施設や設備、備品等を破損した場合は、速やかに管理者に報告し、管理者の指示のもと、現況復旧の措置をとってください。
チラシを作成する場合は、①事業主体者を明記する②会場案内図は縦5cm横10cm以内とする③市民活動センターの電話番号は記入しない④配布する前に当センターへ1部提出し許可を得る、以上をお守りください。
他人に危害を加える、又は迷惑となる物品や動物等は持ち込まないでください。
音響、映像機器等の利用については、事前に打合せが必要です。
利用日以前に、資料・機器等の物品を市民活動センターへ送らないでください。保管安全上の問題もあるため、送られたものは受け取りを拒否します。
敷地内に、旗・のぼり類を立てることはできません。
館内の修繕工事等により、臨時に利用できない場合があります。
市民活動センター管理者の指示したことは守ってください。

※安全管理及び施設管理の都合上、職員が会議室に入らせていただくことがございますので、予めご了承ください。また、ご不明な点については、受付にておたずねください。

東海市立市民活動センター TEL0562-32-3400

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 毎月第4月曜日